

最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律 (在外国民審査制度の創設等) の概要

- 令和4年5月25日の最高裁判所大法廷判決において、在外国民に対して最高裁判所裁判官国民審査における投票を認めていない現行制度は違憲であると判示されたことを受け、在外国民による在外国民審査を可能とする等の措置を講ずる。

【改正内容】

1. 在外国民審査制度の創設

- 投票用紙の事前の調製が可能で、審査人の意思表示が容易な分離記号式(番号式)投票とする。

■分離記号式(番号式)投票のイメージ

	…		×			×を書く欄
15	…	4	3	2	1	の裁判官の告示順序を示す番号を名前

<概要>

- ・投票用紙には1から15までの数字を印刷
- ・審査の告示に際して、裁判官の氏名の告示順序※を示す番号(告示番号)を告示※中央選挙管理会がくじで定めた順序
- ・罷免を可とする裁判官の告示番号に対応する欄に×を記載

- 在外選挙と同様、①在外公館投票、②郵便等投票、③国内における投票によることとする。

2. 洋上投票制度等の創設

- 遠洋区域を航行区域とする船舶等に乗船中の船員や南極地域観測隊員についても、現行制度では国民審査について特別な投票方法がないことから、衆議院総選挙・参議院通常選挙と同様の投票方法(FAX投票)を整備する。

3. その他

- 在外国民審査制度の創設等に併せ、審査人に対する周知や審査事務の合理化に関する以下の改正を行う。
 - ・審査に付される裁判官の氏名及び告示番号の周知に係る規定を整備する。
 - ・開票立会人の選任に係る規定を整備する。
 - ・審査立会人及び審査分会立会人の選任要件を審査権を有する者に緩和する。
 - ・投票等の保存に係る事務を合理化する。

【施行期日】

公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日